

静岡の森を育てよう！

令和3年度

「静岡ひのき・杉の家」推進事業

内装材プレゼント

内装材提供事業

<ご案内>



お申込・お問い合わせ・ご相談先

静岡ひのき・杉の家推進事業担当事務局
〒420-0011 静岡市葵区安西2丁目21番地
(静岡木材業協同組合内)
TEL(054)271-7288・FAX(054)271-7268

オクシズ材活用協議会

<林業関係> 静岡市森林組合 井川森林組合 清水森林組合 オクシズネット
<製材・木材流通関係> 静岡製材協同組合 静岡木材業協同組合 清水港木材協同組合
<建築施工関係> 静岡大工建築業協同組合 清水建築組合
<建築設計関係> (公)静岡県建築士会中部ブロック
ホームページ / <http://www.siz-sba.or.jp/chikizai/>

静岡ひのき・杉の家推進事業 内装材提供事業

今まで森林は、私たちに様々な恩恵を与えてくれました。

『美味しい水』『新鮮な酸素』『食物』『木材』…数え上げればキリがありません。

また一方では、地球温暖化防止や治水効果を発揮し、私たち人間を守ってきました。

しかし、昔から続いてきた森林の恩恵が、21世紀の今、無くなるようとしています。

私たち「オクシズ材活用協議会」は、家を建てる人にオクシズ材のひのき又は杉の床・羽目を無償で提供し、『静岡ひのき・杉の家づくり』を応援します。

この事業を通じ、皆さんに市産材に関する理解を深めてもらい、地域の木材を使うことで静岡市の森林の公益的機能の維持につながることを知っていただきたいのです。

この事業は、地元の森林業者や、製材所、大工・工務店、建築士並びに静岡市との連携により推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1、事業内容

本事業は市産材を活用して住宅を建築する方を対象に市産材の内装材をプレゼントするものです。

☆提供するのは → オクシズ材のひのき又は杉の床・羽目（JAS規格を準用）です。

☆規格寸法は → 7.5cmから15cm幅 12・15・30mm厚板で、長さ3m又は4mです。

☆提供数量は → 年間でおおむね130棟です。

応募申請は年度事業費終了まで随時受け付けます。

申込締切；毎月原則第1・第3金曜日

☆提供する内装材は → 1棟あたり金額換算で10万円以内です。

※建築する住宅において実際に内装材として使用する本数とします。

<提供する内装材の単価；R03.4.1現在>

(単位；mm、円)

品名	樹種	等級	加工	規格（単位：mm）	単価	備考
床	杉	一等	本実	3,900×150×30（3入）	11,000	1.755 m ²
	桧	一等	本実	3,900×110×15（8入）	16,500	3.432 m ²
羽目	杉	上小	本実 目透し	3,900×105×12（8入）	15,400	3.276 m ²
	桧	一等	本実 目透し	3,900×75×12（11入）	13,096	3.218 m ²
	桧	一等	本実 目透し	2,900×75×12（15入）	12,731	3.263 m ²

2、申込みの条件 / 次の4つの条件をいずれも満たしている場合に申し込みできます。

- ① 施工は、市内で営業する、大工・工務店によって行われること。
- ② 市内に住宅を新築、建替えまたは増改築をし、居住すること。
(昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断により補強が必要と診断された住宅の建替
に関しては優先して受付けます。)
- ③ 提供された内装材は、申請した建築現場以外では使用しないこと。
- ④ 協議会の要請があれば建築現場を見学会など展示PRの場として提供が可能であること。

3、申込みに必要な書類等

- 様式1号(内装材の提供についての申請及び確認書)
- 様式2号(内装材申請内訳書)
- 申請時添付書類：
 - ① 建築主を公的に証明できる書類
(例) 建築確認通知書1面の写しまたは固定資産税納付書の写し
 - ② 内装材の申請内容が、解る図面を提出してください。
 - ③ 建築現場案内図(ゼンリン地図など)
 - ④ 建築請負契約書(写) (新築の場合)

令和3年度事業予定表

棟数	毎月	15棟(年間130棟程度)
申込締切日	毎月	第1・3金曜日
審査会開催日	毎月	第1・3土曜日

4、手続きの流れ

◎申し込み

要様式 1・2号
添付書類①～④
要事務取扱手数料
納付

●協議会に、『様式1号・2号および添付書類①～④』でお申込みください。また、申込と同時に事務取扱手数料をお支払いください。(次ページ参照)

※毎月の申込締切日；原則各月の第1・第3金曜日



◎書類審査会

●締切日までに提出された書類の内容を翌日審査します。

(各月の第1・第3土曜日)

●応募申請は年度事業費終了まで随時受け付けます。



◎決定通知

・様式3号

●審査会を経て協議会から「決定通知書」(様式3号)を施主様(施工者)に郵送します。同時に今後の案内もさせていただきます。



◎内装材の引き渡し

・様式4号(受領書)

●内装材は、検品を経てから指定の場所で引き渡しを行います。

●その際に「受領書」(様式4号)をお渡ししますので、署名押印をお願いします。



◎実績報告書

要様式5号
要施工現場写真

●施工が終わり次第「実績報告書」(様式5号)を提出して下さい。

●「施工現場写真」と「領収書(リフォームの場合)」を添付して下さい。

注) 施工の途中で、申し込みの条件を満たさなくなった場合または使用する内装材の数が減った場合などは、速やかに報告してください。

その他、詳細についてはオクズ材活用協議会にお問い合わせください。

事務取扱手数料

一物件につき、下記手数料(施工業者)が必要となります。

協議会会員	5,000 円	申込時に支払い
上記以外の方	10,000 円	申込時に支払い